

舊盛京  
內務府 藏 順治年間檔

滿洲國立中央圖書館籌備處發行

内閣大庫史料の發見と、奉天故宮崇謨閣に於ける滿文史料の發見とが、清初史の研究に劃期的なる轉機を與へたるは周知のことであらう。就中、後者は清初滿洲族勃興期に於ける社會經

濟史の究明にあつて、舊存の漢文諸史料の缺陷を補ひ、よく晚近の滿洲史學の成果をあげしめたのであつた。今回、滿洲國立中央圖書館籌備處により發刊せられたる「順治年間檔」は、また實に之と對比せらるべきものであつて、近世滿洲史の研究に於ける空白の時代である清朝入關後の時代史の一部を漸くここに補填し得る貴重なる一史料として、學界に貢獻するところ大なるものがあるであらう。

「順治年間檔」とは前清朝の盛京内務府に保藏せられてゐた舊檔類の一で、滿洲國の建國以來、幸ひにも散佚を免れて奉天圖書館の保管に歸し、以後籌備處の手で着々整理せられてゐたものである。此の舊檔類は現在整理せられたもののみでも六萬餘件にのぼる由であり、其の全てが發表された場合の學問的價値は推して知るべきであるが、此等分類すれば盛京内務府と盛京各部衙門と盛京内務府との往復文書の原本である「檔案」類と、北京及び盛京各部衙門と、盛京内務府との往復文書の原本に整理を加へた控への書類である「冊檔」類との二種別があり、「冊檔」類のみでも既に一千百十一件に達してゐるさうである。「順治年間檔」は此の後者「冊檔類」の一であつて、時代的には其の最古のものに屬する。今回刊行せられたるは此の「順治年間檔」の複製本で、加ふるに處員戸田茂喜氏の手になるローマ字音譯、其の日本語逐語譯及び解題が別に一本として附せられてゐる。此の檔案に關する説明は既に其の解題によく盡くされてゐるので、次に其れによつて紹介の筆を進めよう。

「順治年間檔」は滿文のみを以て記録せられ、順治四年より八年に至る僅々五ヶ年間の短期間のものであつて、收むるところすべて七十一件であり、保存の完全でなかつたがため、後半は相當の破損を受けてゐる。其の内容の整理記載の方法に於ても極めて不統一であつて、初期四年頃の鄭重さは後になる程簡略化されてゐるが、判り得るもののみで言へば檔案の発信はすべて内務總管府であり、受信はすべてアンタム(安他木)、ブタシ(布他什)なる鑲黃正黃二旗佐領の兩名である。二人は恐らく盛京内務府の責任者であると思はれ、他の発信受信機關の不透明なるものに就ても同様であらうと察せられるので、此等の檔案の大部分は本檔の開卷第一頁に墨書せられたる「京來」の檔案であらうが、又同じ箇所「部來」ともあるところから見れば、北京盛京間の往復文書のみでなく、盛京内務府と盛京各部衙門との文書をも含むかも知れない。盛京内務府の組織は當時未だ整備の途上にあつて、かゝる文書の整理保存といふ事務上の方針に於ては未だ動搖期にあつたのであり、本檔も正式の保存用寫本と言ふよりは、寧ろ單なる「備忘録的な手控へに過ぎなかつたこと」が明瞭に看取出来る。

此等の檔案は上記の如く形式上より見ればすべて内務總管府よりアンタム、ブタシの兩人に對する指令である。指令の内容は盛京内務府に屬する糧莊、棉莊、鹽莊等各種の拖克索の經營に就てであつて、莊丁よりの物納税の徴收、使役の派遣、彼等に對する給與、賞賜の支給を始め、人員の移動、缺員の補充、

或ひは違法事件の處罰から婚娶の問題にまで及び、またかゝる指令を通じて、莊丁達の社會經濟の實態が實に生々しく描き出されてゐるのである。試みに二、三の例を別本目錄の摘要によつて示さう。

(一) 諸地の罔の看守に關する件、粟の送附、白炭の受納すべき定額、棉線送附に關する指令

(一七) 盲女の婚娶、丁戸の差遣、竊める蜜蜂の處分、その竊める者の無罪、人參に對する賞賜、その他雜件の指令

(三八) 捕牲丁への賜與と處罰、妃衙門のムチエングゲゲの母の差遣、岡山への毛青布の賜與、羊皮鞣匠ランビ等の差遣、牙尖等送附等の指令

清朝に關する公的史料は夥しいものがあるが、いづれも原則的な諸規定の條項が主であつて、社會の下部組織に於ける民衆の實生活、及び彼等の統治機構との諸關係の實際については觸るゝもの極めて稀である。此の「順治年間檔」は當時の滿洲に於ける内務府官莊の實態、即ち莊丁の生産行爲、彼等の生活狀態、内務府の彼等に對する收支形態を最も具體的に示したものと見て、先づ第一に滿洲社會經濟史の研究に量るべからざる貴重な存存を位置づけるものである。また清朝の内務府は國初創立後、世祖の順治十一年まで存続し、十三衙門の制度が採用せらるゝに至つて一度撤廢せられたが、順治十八年聖祖康熙帝の即位するに及んで再び復活した。此の第二次内務府の制度に關す

る史料が極めて多いにも拘らず、第一次の順治朝内務府に關する史料は甚だ乏しかつた。此の「順治年間檔」は此の第一次内務府に關する「殆ど唯一の根本史料」として、第二に清朝内務府の研究上にも特異な價值を有する。第三に此の「順治年間檔」は加圈點滿文の記録としては「傳來の正しい最古の文獻」であり、且つ其の用語の特殊性及び發音上の數種の混亂等は、當時の滿洲語の實際を知る上に於ても、また言語學上の興味ある研究資料と言へるであらう。

以上の三點に於て此の「順治年間檔」の史料の價值は特に強調されねばならぬが、加ふるに斯學の專家として既に名ある戸田氏によつてローマ字音譯及び日本語譯の附せられたことは本檔の刊行に一段の意義を添ふるものである。滿洲語は特殊な言語として史學者の習熟はなかく困難である。従つて原文である滿文を縱横に味讀して利用することは、理想的ではあつても事實に於ては容易に達し得られない。別本として刊行せられた譯文は、此の檔案の重要性を單的に學界に紹介し得る點に於て、又其の利用をも容易ならしむる點に於て、原本に劣らぬ價值を有するものである。初學の自分としては到底かゝる先學苦心の所業を評し得るものではないが、最後に一、二氣付いた點を舉げよう。ローマ字音譯に於て *dashuan* 左翼(二九頁)は滿文によれば明かに *dashwan* の誤讀である。日本語譯に於ては同語異譯が時々目に付く。例へば *niru* は大凡を牛象と譯してあるが牛匠とした箇所がある(三〇頁、三一頁)。*jasina* は寄信

と譯してあるが、送信とした所がある(四三頁)。或は一方で *haha ju* 男兒、*ajige haha ju* 幼男兒(四六頁)と譯しながら、他方では *sidan juse* 幼丁(七二頁、九三頁) *sidan hala ju* 未成丁(七二頁)と譯すなど譯語の統一が望ましい。*tokso* を單獨の場合は拖克索と譯し、熟語になると莊と譯す(*amba tokso* 大莊、*toksoi da* 莊頭、*tokso bosoku* 莊領催)などもどうであらうか。また譯語に於て清文鑑の支那譯語をそのまゝ機械的に宛はめた箇所が少からずあつて、中には解し難いものがないでもない。例へば *suwa tulerki nyalma* 別外の人(四五頁)、*tanggabu* 投下せよ(五〇頁)、*bihe sahe* *mnafa* 書紙録爺さん(五二頁)、*erei fejile* の下は(五八頁)、*songkoi* 照樣するもの(七二頁)等の如き、前後の文章としてくりせぬものがあり、更に譯語の洗練を要すべく、一般に生硬な感じを免れない。

解題によれば此の種の冊檔は順治、康熙、雍正、乾隆、嘉慶、道光、咸豐の七朝にわたり、今後引續いて刊行を見る由でである。先には清朝實錄の景印本を世に贈り、こゝに再び此の「大滿洲檔案」の第二部第一冊を贈り出した盟邦滿洲國に對して敬意を表すると共に、今後の續刊を期待してやまぬものである。(北村敬直)